

障がい者等通所交通費助成
事務処理の手引き (R7.10～)

札幌市保健福祉局
障がい保健福祉部障がい福祉課

目 次

1. 概要
2. 助成対象
3. 助成手続き
4. その他注意事項
5. 申請、請求、受領の権限の委任について
6. Q&A
7. 参考資料

1 概要

助成対象の障がい者等が施設に通所する場合、通所にかかる費用の一部を、一月毎に通所施設を通じて助成します。

2 助成対象

対象者（手帳の等級）	対象通所施設	対象交通機関
○身体障がい（3～6級）	○生活介護	○地下鉄
○知的障がい（B・B-）	○自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○市電
○精神障がい（3級）	○就労選択支援	○JRバス
○自立支援医療（精神通院医療）を受けている方	○就労移行支援	○中央バス
	○就労継続支援（A・B型）	○じょうてつバス
○知的又は精神障がいにより対象施設のいずれかに通所している方	○地域活動支援センター （※相談支援併設型、就労者支援型を除く。）	○タ鉄バス
		○ばんけいバス
		○JR鉄道
○難病患者等	○地域共同作業所	

※ 対象者は、市内に居住し、住民登録をしている方。また、原則、自宅から通所施設までの直線距離が1km以上の方です。ただし、障がい等の状況によっては、1kmに満たない方でも助成の対象となる場合がありますので、障がい福祉課へご相談ください。なお、対象施設には、札幌市外の施設も含まれます。

※ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1・2級の方は、原則助成の対象となりません。ただし、JR鉄道を利用する場合は、JR鉄道の利用分についてのみ、助成対象となることがあります。また、障がい者等交通費助成制度において福祉乗車証の交付を受けている方については、市外施設に通所している場合も助成対象となることがあります。

※ 生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援を受けている方は原則助成対象となりません。

3. 助成手続き

- ① 施設長等は、助成希望者から通所経路や所要額などを聴取（確認）する。
- ② 施設長等は、通所交通費内訳書(EXCEL ファイル) に必要事項を入力し、同ファイルから「通所届兼委任状」を印刷(※)。通所届兼委任状の内容を助成希望者に確認してもらい、誤りが無ければサイン(署名)をもらう。

※「通所届兼委任状」の印刷は、新規登録、年次更新時（4月）及び通所経路等変更時のみ

- ③ 施設長等は **毎月15日まで**に、オンライン申請フォームに必要事項を入力し、**通所交通費内訳書(EXCEL ファイル)**、**通所届兼委任状（助成希望者の確認欄あり）**(※1)、**通所日数を確認できる書類（実績記録表等）**(※2) 及び**請求書**(※3) を添付して送信。

※1 「通所届兼委任状」は、新規登録、年次更新時（4月）及び通所経路等変更時 のみ添付

※2 「実績記録表等」について、オンライン申請フォームの容量の問題で添付できなかった場合、札幌市障がい福祉課在宅福祉係宛に直接送信してください。

《通所交通費助成連絡用アドレス》 tsusho_kotsuhi@city.sapporo.jp

※3 「請求書」について、申請や請求を行う際の名義が施設長等ではない場合や権限によって名義が異なる場合は、施設長等からの委任状を別途提出

- ④ 施設長等は障がい福祉課から助成金の支払を受けた後、通所交通費内訳書(EXCEL ファイル) から「請求内訳書」を印刷。すみやかに助成希望者に助成金を支払い、請求内訳書に受領月日を記載してもらおう。（事情により助成希望者本人が記載できないときは本人の許可を得たうえで代筆可。）

- ⑧ 施設は、通所届兼委任状及び請求内訳書を保管（支給後5年間）。

4 . その他注意事項

- 1日当たりの助成額は、原則、助成対象者の住居から通所施設までの往復運賃（交通事業者による運賃割引適用後の金額）に、助成率を乗じた額。

≪助成率の考え方≫

利用する公共交通機関の全てで運賃割引が適用される場合(20日以内)	25%
・利用する公共交通機関の全てで運賃割引が適用される場合(21日以降) ・利用する公共交通機関で、運賃割引の適用がないものを含む場合	50%

※運賃割引の適用範囲を参考資料として13ページに記載しています

- 同一法人で複数施設がある場合は、施設ごとに申請を分けてください。
- 施設外就労等の取扱いについて

本制度は「対象施設へ定期的に通所するために要する交通費の一部を助成する」ものとしておりますが、事業所への通所の他、施設外就労やトライアル雇用等を行う場合かかる交通費については本助成制度の対象といたしません。利用する経路が複数生じる場合は都度、障がい者等通所交通費助成通所（変更）届兼委任状で届け出が必要になります。

なお、施設外就労事業所へ通所後の日中活動等に係る交通費については対象となりません。その場合自宅から事業所（集合場所）までと、事業所（解散場所）から自宅までの交通費が本助成制度の対象になります。

≪助成の可否の具体例≫

施設外就労先が複数あり、日により通所先が異なる場合	○：経路ごとに通所届が必要です
トライアル雇用を実施し、トライアル雇用先から交通費が支給されていない場合	○：本助成事業の対象となります
事業所で実施するレクリエーション等の日中活動の中でかかる交通費	×：この場合自宅から事業所（集合場所）までの交通費のみ対象となります。

- 従前の「身体・知的障がい者交通費助成制度」において、複数の通所経路を利用し助成を受けられていた方については、制度の見直し後の助成額が減額となる可能性がありますので、特例措置として、従前の制度及び見直し後の制度、両方の助成額を算出のうえ、高い金額の助成を受けることができます。

特例措置の対象となる可能性のある方については、事前に対象事業所へお知らせしていますが、他にも該当する可能性がある方がいらっしゃる場合は、障がい福祉課へご連絡ください。

なお、特例措置の対象者については、通所交通費内訳書(EXCEL ファイル)の「対象者情報入力シート」にある〔特例措置者〕に✓を入れてください。

≪ 特例措置の対象者要件 ≫

平成30年度まで「身体・知的障がい者通所交通費助成制度」を利用されていた方のうち、複数の経路認定を受け、実際に助成を受けられていた方
※ 複数の認定経路には、通所先が複数ある場合のほか、片道しか交通費がかからない日がある場合や徒歩等により交通費がかからない場合も含まれます
※ 平成30年9月に起きた北海道胆振東部地震、又は、自宅や事業所の転居に伴い、一時的に経路が複数となった方については、今後も同様の状況が継続すると考えられないため、本特例措置の対象外とさせていただきます。

- 不正に助成金を受けた場合や、不正に助成金を利用した場合は、後の助成を停止し、助成金を返還させることがあります。
- 助成金の申請に係る帳票等を5年間保存して下さい。助成金の支給状況等について、法人または施設を調査する際に必要となります。

5 . 申 請 、 請 求 、 受 領 の 権 限 の 委 任 に つ い て

申請、請求及び受領を行うのは、通所（変更）届兼委任状（様式1）の受任者となります。通所（変更）届兼委任状（様式1）、申請書（様式2）、請求書に記載する名称・肩書・氏名は全てこの受任者名義で一致していなければなりません。また、振込先の口座名義も同じものである必要があります。

なお、事務処理や助成金の受領を、委任を受けた施設長等ではない名義で行いたい場合は、それぞれの権限について委任を受けた施設長等から他の職員に委任するための委任状（様式2とは異なります）を提出する必要があります。

委任状の受任者と、申請者、請求者、振込口座名義がそれぞれ異なると、正しく申請や請求を行うために記載する事柄や必要な書類が増えて複雑になってしまうことにご注意ください。

一部の権限だけ法人の代表者から施設の管理者又は他の職員に委任したいといった場合や、振込先の口座が法人名・代表者名と異なる等（口座名義に施設名が入っている等）の場合は、障がい福祉課にご相談ください。

6. Q&A

Q1. 訂正がある場合、修正液や修正テープを使用していいですか

A) 使用できません。訂正がある場合は、二重線の上に委任状や請求書等に使用する印で訂正印を押してください。なお請求書の合計請求金額は訂正できないため、再度作成して下さい。

Q2. 年度途中で法人の代表者や使用する印を変更しましたが、手続きは何が必要になりますか

A) 申請、請求、受領を法人の代表者名で行っていた場合、委任状（様式2）の受任者に変更になりますので、新しい受任者を記載し、各助成対象者も押印した上で再度提出をお願いします。請求や受領を法人の代表者から施設の管理者以外の職員に委任している場合は、こちらに関する委任状も再度提出してください。また、受任者の印を変更する場合も同様となります。

Q3. 身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1・2級の方は助成対象とならないのですか

A) 原則、助成対象となりません。

ただし、JR鉄道を利用して施設に通う場合は、助成対象となることがあります。また、障がい者等交通費助成制度において福祉乗車証の交付を受けている方は、札幌市外の施設に通う場合も対象となることがありますので、障がい福祉課までご相談ください。

Q4. 年度途中で、助成の対象とならない障がい等級へ変更になった場合は助成対象となくなってしまうのですか

A) 原則、助成対象となくなりますが（※例外についてはQ3をご参照ください。）。ただし、障がい等級の変更前に、既に、障がい者等交通費助成制度による中度の助成（サピカへのチャージ、ガソリン券、タクシー券）を受けている方は、その助成の有効期間内に限り助成します（※障がい者等交通費助成制度において、有効期間中の助成券種の変更ができないため）。

Q5. 難病患者等とはどのような方ですか

A) 難病患者等とは、障害者総合支援法で規定される障害福祉サービス等の利用の対象となる疾病に該当する方のことを言います。

Q6. バスと地下鉄を利用している利用者からの申告より、助成の所要額が低くなりましたが何故ですか

A) バスと地下鉄を利用する場合、乗継料金が適用になり、それぞれ単独に利用した場合より乗車料金が安くなっていることが考えられます。乗車料金は下記交通局ホームページ「えきバスnavi」で確認することができますが、ご不明な点については、札幌市交通案内センターでお問い合わせのうえ、ご確認ください。

なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、平成31年4月から、市営交通による運賃割引の適用開始に伴い、地下鉄（市電）とバス（※ばんけいバスを除く）を利用する場合の運賃割引が適用されなくなりましたのでご注意ください。なお、地下鉄と市電を利用する場合には、乗継料金が適用されます。

「えきバスnavi」⇒<http://ekibus.city.sapporo.jp/>

「札幌市交通案内センター」⇒011 - 232 - 2277

Q7. 所要額は交通機関の料金の往復分を記載するのですか

A) 通所一日にかかる往復運賃（実費分）を記載して下さい。

Q8. 施設に通所する際、行きは公共交通機関を利用し、帰りは家族が迎えに来ている場合の助成額を教えてください

A) 1日の通所にかかる交通費（この例では片道分の交通費）に助成率（25%または50%）を乗じた額となります。

Q 9. 施設の提供内容の一環で、泊りがけの行事を行った場合の算定方法を教えてください

A) 行きの日（1日目）と帰りの日（2日目）を1日単位で分けて、通所（変更）届兼委任状（様式1）を提出のうえ、申請してください。なお、1日目（往路）と2日目（復路）が全く同じ経路の場合には、通所交通費内訳書（EXCEL ファイル）の経路シート【A～F】の「就労先名称」にその旨を付記してください。

Q 10. 理事長等から施設長への委任状で、それぞれの権限の意味を教えてください

A) 申請の権限⇒申請書（様式3）の名義を誰にするか
請求の権限⇒請求書の名義を誰にするか
受領の権限⇒誰の名義の口座で補助金を受け取るかを意味します。

通所交通費助成の制度においては、各助成対象者から委任を受けた施設を運営する法人の代表者（会社であれば代表取締役）又は各施設の管理者が各権限を有しています。そのため、申請等を施設長等ではなく、他の職員の名義で行いたい場合には、施設長等から他の職員への委任状が別途必要となります。

また、申請は施設の管理者名で行いたい、受領は法人の代表者名義の口座で行いたい又はその逆で行いたいといった場合なども委任状が必要となりますので、障がい福祉課に相談してください。

Q 11. 通所先が複数ある場合など、通所経路が複数ある場合の対応について教えてください。

A) 通所交通費内訳書（EXCEL シート）の「経路シート」を6パターン用意していますので（経路A～F）、複数の経路がある場合は、2パターン目以降をB以降のシートに入力してください。

また、通所日数を確認する書類（出勤簿の写し等）には、通所した日ごとに、どの経路を利用したかがわかるような記載をお願いします（簡単なメモ程度で構いません）。

Q 12. 自宅から通所施設までの直線距離が1kmに満たない方で、助成の対象となるのはどのような場合か

- A) 障がい状況や生活環境等から総合的に判断しますが、例えば、下肢に障がいがあるため長時間の歩行が難しい方で、自宅及び施設近くに、利用できるバスの停留所がある場合などが想定されます。

Q 13. 自動車での通所が認められるのはどのような場合か

- A) 障がい状況や生活環境等から総合的に判断しますが、例えば、自宅又は施設から利用できるバス停や地下鉄駅等が著しく遠い場合や3つ以上の公共交通機関を乗り継がなければ通所できない場合など、公共交通機関を利用する場合と比較して、合理的かつ利便性の向上が明らかである場合が想定されます。

なお、自動車を利用される方は、月の通所回数にかかわらず、助成金額は月額2,000円であり、公共交通機関利用と併用して助成の申請を行うことはできませんのでご注意ください。

Q 14. 施設外就労やトライアル雇用時は助成の対象となりますか

- A) 交通費の支給がない場合は、通常どおり助成の対象となりますが、交通費が支給される場合は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 15. 年度途中で、生活保護を受給することになった場合は、助成対象とならなくなるのですか。また、年度途中で生活保護が廃止になった場合は助成対象となりますか。

- A) 生活保護を受給されている方については、生活保護の制度で通所費用（移送費）が支給されますので、本制度の対象にはなりません。生活保護の受給開始の前日までが助成の対象となります。生活保護が廃止になった方については、生活保護の廃止日以降は、本制度の助成の対象となります。

Q 16. 引っ越し等により、年度途中で通所経路が変わった場合は

- A) 通所経路に変更があるときには、その都度、通所（変更）届を提出してください。適用日欄には、通所経路が変更になった日を記載してください。

参考資料) 助成率の考え方について

- ① 利用する公共交通機関のすべてで運賃割引が適用される場合…25%
 ※ただし、月の通所日数が20日を超えた場合、以降の通所日数分は50%に引き上げを行います。
- ② 利用する公共交通機関に、運賃割引の適用がないものを含む場合…50%

運賃割引の適用状況 (黄色は適用、黄緑は適用なし)

H31.4~		公共交通機関				
		地下鉄	市電	バス		JR
				ばんけい	その他	
手帳種別	身体・知的	○	○	○	○	×
	精神	○	○	○	×	×
	手帳なし	×	×	×	×	×

- ・黄色のセルだけの経路の場合…助成率25%
- ・黄緑のセルを含む経路の場合…助成率50%

※乗継割引は、地下鉄とバスか市電を乗り継ぐとき、運賃割引区分が同じときに適用されます。

乗継割引適用…黄色⇔黄色、黄緑⇔黄緑 乗継割引非適用…黄色⇔黄緑

※複数の公共交通機関を使用する場合の例

障がい種別・利用交通機関	助成率
例1 身体障がい・地下鉄とバス ⇒	25% (20日超えた分は50%)
例2 精神障がい・地下鉄とバス ⇒	50%
例3 精神障がい・地下鉄と市電 ⇒	25% (20日超えた分は50%)
例4 知的障がい・地下鉄とJR ⇒	50%
例5 精神障がい・地下鉄とJR ⇒	50%
例6 手帳なし・地下鉄と市電 ⇒	50%